

住居表示実施に伴う 手続きのしおり

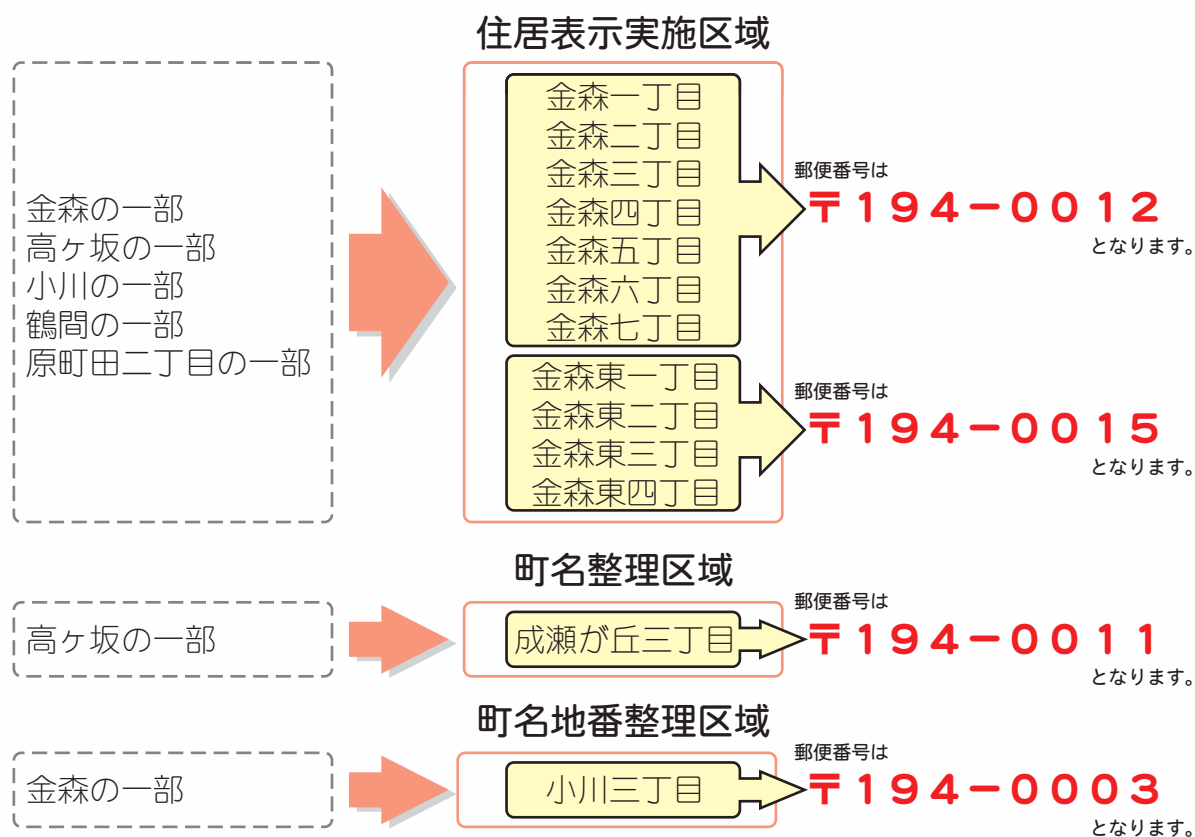
2012年10月8日から
金森地区の住所の表し方が変わります



このしおりは

住居表示の実施にあたり、新しい住所への変更の諸手続きについてご案内いたします。なお、住居表示制度については次ページからの説明をご覧ください。

一部地域は〒郵便番号が変わります



目次

- 住居表示制度とその必要性 1
- 新しい住所の表し方 2
- 住居表示と地番 2
- 住居番号の定め方について 3
- 郵便番号について 3
- 無料ハガキについて 3
- 住所変更に伴う諸手続きについて 4
- 土地・建物を所有されている方へ 12
- 町名表示板、住居番号表示板の設置のお願い ... 15
- 関係行政機関位置図 15

◆住居表示制度とその必要性

従来から、住所は、土地の地番を用いて表示されてきました。

土地の地番は明治時代初めに設けられ、当時は順序よくつけられておりましたが、現在では順序よく並んでいなかったり、大きい桁数の地域があります。それに伴い、地番を用いて表示している住所も複雑になってしまっています。

住居表示は、こうした地番を用いている住所の混乱を解消するために生まれた、全国的に統一された制度です。

● 住所が複雑だと……

- 1) 火災や救急の時、現場への到着が遅れることがあります。
- 2) 訪れる人が住居を探し出すのに時間がかかります。
- 3) 郵便、荷物などの集配業務で誤配や遅配の場合があります。



● 住所が複雑になっている原因……

- 1) 複雑な町界や大きな町区域。
- 2) 順序よく並んでいない地番やその枝番。
- 3) 分筆・合筆による、地番の枝番・欠番・飛番の発生。
- 4) 同一地番内に建つ複数の家屋や、数筆の土地にまたがって建っている家屋。

こういった状況を改善するために、市街化が進んだ地域などから、順次、住居表示を実施しています。

町田市においては、昭和39年に行われた原町田に始まって、中町、旭町、玉川学園と続き、最近では2010年7月に能ヶ谷地区において実施しました。現在では町田市内の50の町が住居表示実施区域になっています。

◆新しい住所の表し方

住居表示の実施に伴って、以下のように住所の表示の仕方が変わります。

● 住所 の表示(例)

住居や店舗などの建物に対して付番します。



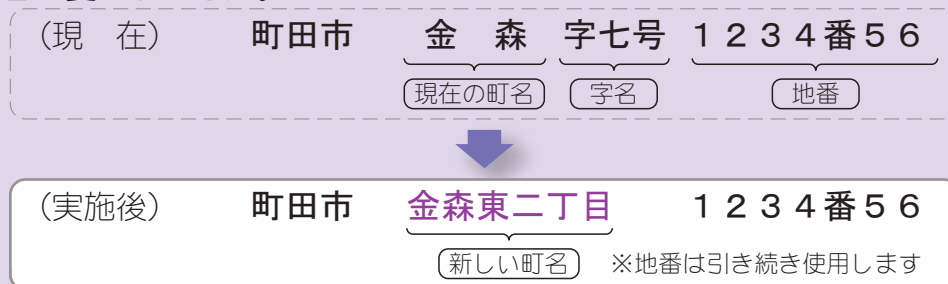
◆住居表示と地番

地番とは土地に付けられた番号のことで、法務局に所管されている土地の登記簿に記載されています。一方、住居表示(住所)は建物の場所を表す番号ですが、登記上の「家屋番号」とは全く異なります。

住居表示の実施された地域でも登記上では地番で表わされるので、地番が消滅することはありません。

● 不動産 の表示(例)

不動産の表示は現在の町名が新しい町名になり、字名は廃止されますが地番は変わりません。



● 本籍 の表示(例)

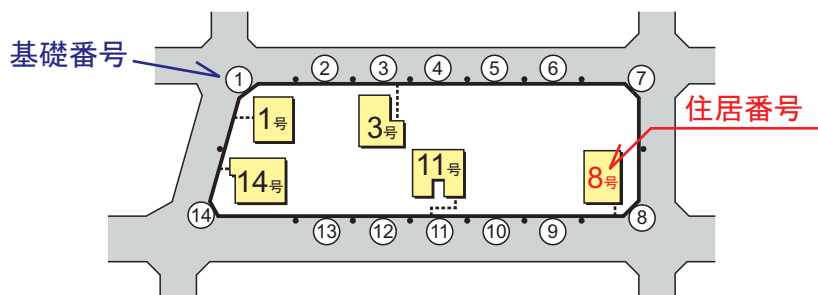
本籍の表示は現在の町名が新しい町名になり、地番は変わりません。



※ 転籍手続きをすることによって、新しい住所の街区符号までと合わせることができます。
(例)の場合、「町田市 金森東二丁目 33番」とすることが可能です。
(8ページに手続きについて記載しておりますのでご覧ください。)

◆住居番号の定め方について

住居番号は、街区の周囲(道路等の境界線)を特性に合わせて区切り、右回りにふられた番号をもとに決定します。区切りごとにふられた番号を『基礎番号』といいます。建物の主要な出入口に接する基礎番号がその建物の住居番号となります。



上にある図は街区のイメージ図です。街区のまわりについている番号が基礎番号です。住居番号は出入口の位置(上図では破線で表示)によって決まり、各建物に1つの番号が設定されます。

◆郵便番号について

区域内の郵便番号は下記の通りとなります。

金森一丁目～金森七丁目 〒194-0012
 金森東一丁目～金森東四丁目 〒194-0015
 成瀬が丘三丁目 〒194-0011
 小川三丁目 〒194-0003

◆無料ハガキについて

配付した無料ハガキ(1袋=50枚)は新しい住所をご友人やお取引先などにお知らせするためのものです。これらは日本郵便による通信事務として配達されるため、送料は無料となります。

下記見本を参考に必要事項をご記入の上、無料ハガキが入っていた封筒にまとめて入れるか、もしくは、輪ゴムなどで一括りにするなどして、お近くのポストへ投函してください。

無料ハガキが不足する場合には日本郵便へご連絡ください。

◆郵便事業㈱ 町田支店 TEL.042(722)2289

郵便はがき

194-0000

町田市中町〇丁目〇番〇号

親類 花子様

住所の表示変更のお知らせ

通信事務郵便

日本郵便 町田支店

あなたの住所にも郵便番号を

お知り合いなどの宛先・宛名をご記入ください。

住所変更のお知らせ

2012年(平成24年)10月8日より住所の表示変更が行われ、お知り合いの方の住所の表示が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。

○今後郵便をお出しの際は、郵便番号及び新住所をご記入ください。

○お手数ですが、あなたの住所録をご訂正ください。

記

新住所
郵便番号 194-■■■■■
町田市 金森東二丁目 33番 44号
町田アパート 101号室

ご氏名 町田 太郎

ご自分の
・新しい郵便番号
・新しい住所
・氏名
をご記入ください。

◆住所変更に伴う諸手続きについて

住所の変更に伴い、行政各機関で管理している住所データ、皆さんがご持ちの証書の住所欄も新しい住所になります。

市役所の住民票や戸籍などの住所・本籍は市役所で新しく書き換えますが、皆さんにご自分で変更の手続きをしていただくものもあります。以下のとおり関係事項をまとめましたので、ご自分に該当する項目をご確認の上、それぞれ手続きをしてください。

- (1) ご自分で届出または変更の手続きを必要とするもの …………… 4～9 ページ
(2) 市役所・法務局が書き換える主なもの ～手続きが必要ないもの～ …………… 10～11 ページ

(1) ご自分で届出または変更の手続きを必要とするもの

皆さんにご自分で変更の手続きをしていただく公的な事項には、主に次のものがあります。

なお、銀行や保険など一般民間企業との契約等については、それぞれ手続きが異なりますので、お手数ですがそれぞれの窓口へお問い合わせの上、必要な手続きをしていただきますようお願いします。

法務局(登記)関係

変更の種類	手続きをする人	手続き先	手続きの時期	必要な書類
不動産(土地・建物)の 所有名義人の住所変更	土地・建物を 所有している方	土地・建物等の所在地 を管轄する法務局 (郵送可)	期限はありません。 ただし、売買・ 相続などの時には 書き換えておかな ければなりません。	・登記申請書 ・住居番号決定 通知書 ※12～14ページに 申請書の書き方 などを記載して おりますので、 ご覧ください。
抵当権者等の住所変更	土地、建物に 抵当権・賃借権・ 仮登記などの権利者 として登記している方	東京法務局 町田出張所 TEL 042(722)2414 〒194-0022 町田市森野2-28-14		
会社などの 商業・法人登記の 所在地変更 及び 代表者等の住所変更	法人の代表者	本店(主たる事務所) の所在地を管轄する 法務局 及び 支店(従たる事務所) の所在地を管轄する 法務局	[本店] 2週間以内 [支店] 3週間以内	・登記申請書 ・住居番号決定 通知書 ※詳しくは別冊の 「会社・法人などの 変更登記の手引」 をご覧ください。
会社の ・本店(主たる事務所) ・支店(従たる事務所) ・代表者等 の住所変更登記				

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

住民基本台帳カード等

変更の種類	手続きをする人	手続き先	手続きの時期	必要な書類
住民基本台帳カードの住所変更 ※写真なしカードの場合は、手続きの必要はありません。	住民基本台帳カードをお持ちの方	市役所市民課 TEL 042(724)2123 各市民センター	10月9日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	・住民基本台帳カード ※カード表面の左側にQRコードの印字されたカードをお持ちの方は、変更手続き時に暗証番号が必要となります。

在留カード等

変更の種類	手続きをする人	手続き先	手続きの時期	必要な書類
在留カード 特別永住者証明書 外国人登録証	左記カードのいずれかをお持ちの方	市役所市民課 TEL 042(724)4016 各市民センター	10月9日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証

保険・年金・医療等

変更の種類	手続きをする人	手続き先	手続きの時期	必要な書類
国民健康保険被保険者証	被保険者証をお持ちの方	市役所保険年金課 TEL 042(724)2124	引き続き使用できます。	・被保険者証
国民健康保険高齢受給者証	受給者証をお持ちの方	各市民センター	訂正をご希望の方は10月9日以降、変更手続きをしてください。	・受給者証
国民健康保険限度額適用認定証	認定証をお持ちの方	市役所保険年金課 TEL 042(724)2130		・認定証
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証				
乳幼児医療証(乳児医療証)	医療証をお持ちの方	市役所子ども総務課 TEL 042(724)2139	引き続き使用できます。	・医療証 ・印鑑
義務教育就学児医療証(子児医療証)		各市民センター ※医療証は後日郵送で交付します。	訂正をご希望の方は10月9日以降、変更手続きをしてください。	
ひとり親家庭等医療証(親親医療証)	医療証をお持ちの方	市役所子ども総務課 TEL 042(724)2143		
大気汚染医療(気管支ぜん息等)(都都医療券)	医療券をお持ちの方		10月9日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	・医療券 ・住居番号決定通知書

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

保険・年金・医療等

変更の種類	手続きをする人	手続き先	手続きの時期	必要な書類
身体障害者手帳	手帳をお持ちの方	市役所障がい福祉課 TEL 042(724)2148	10月9日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	・身体障害者手帳
愛の手帳 (療育手帳)				・印鑑
精神障害者保健福祉手帳	手帳をお持ちの方	市役所障がい福祉課 TEL 042(724)2145	変更は更新等のお手続きの際でかまいません。	・愛の手帳(療育手帳)
自立支援医療受給者証	受給者証をお持ちの方			・印鑑
難病医療券 (都医療券)	医療券をお持ちの方			・受給者証
年金加入者の住所変更	年金加入者	・国民年金第1号被保険者(自営業等)の方は届出の必要はありません。 ・第2号被保険者(厚生年金や共済組合加入者)や第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている妻又は夫)は勤務先へ届出してください。 【市役所保険年金課 TEL 042(724)2127】		
年金受給者の住所変更	年金受給者	・国民年金又は厚生年金を受給されている方は原則、届出の必要はありません。 ただし、介護施設入所等のために、現住所と住民票上の住所が異なっている場合などには、「住所変更届」を日本年金機構に提出していただく必要があります。詳細は八王子年金事務所にお問い合わせください。 「住所変更届(ハガキ)」は、市役所保険年金課又は各市民センターにもご用意しております。 なお、日本年金機構から年金受給者に送られる通知のあて先が変更されていない場合は、「住所変更届」が必要なこともありますので、八王子年金事務所にお問い合わせください。 ・共済年金を受給されている方は、各共済組合へ届出してください。 【日本年金機構 八王子年金事務所 TEL 042(626)3511】 【市役所保険年金課 TEL 042(724)2127】		
60歳以上で年金の請求申請をまだしていない方の住所変更	60歳以上で年金の請求申請をまだしていない方	・「住所変更届(年金待機者用)」を日本年金機構に提出していただく必要があります。詳細は八王子年金事務所にお問い合わせください。 「住所変更届(年金待機者用)」は、市役所保険年金課にもご用意しております。 【日本年金機構 八王子年金事務所 TEL 042(626)3511】 【市役所保険年金課 TEL 042(724)2127】		

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

自動車・オートバイ等

変更の種類	手続きをする人	手続き先	手続きの時期	必要な書類
自動車運転免許証の住所変更及び本籍変更	自動車運転免許証をお持ちの方	町田警察署 町田市旭町3-1-3 TEL 042(722)0110 忠生地区交番 町田市忠生1-11-1	10月9日以降、すみやかに変更手続きをしてください。	【現住所の変更】 ・住居番号決定通知書 ・運転免許証 【本籍の変更】 ・本籍の変更についてのお知らせ ・運転免許証
区域内に本籍をおいている場合には、実施日以降に、戸籍の筆頭者に対して2通ずつ「本籍変更のお知らせ」を送付いたします。 ※ もし不足する場合には、市民課、玉川学園文化センター、木曽山崎センター、各市民センター及び各駅前連絡所にて証明書を無料発行できますので、実施日以降、窓口にお申し出ください。 ※ なお、本籍のお知らせは、「住居番号決定通知書」(住所)とは異なる時期(実施日以降)に送付予定ですので、現住所と本籍の両方を変更される方は、「住居番号決定通知書」と「本籍変更のお知らせ」の両方を受領してから手続きをしてください。				
二輪車(125cc以下)や小型特殊自動車の所有者の住所変更	二輪車(125cc以下)や小型特殊自動車を所有している方	市役所 市民税課 TEL 042(724)2113 忠生市民センター TEL 042(791)2802 鶴川市民センター TEL 042(735)5704	10月9日以降、訂正をご希望の方は変更手続きをしてください。	・住居番号決定通知書 ・印鑑 ・標識交付証明書
自動車、オートバイ(126cc超)の車検証の住所変更	自動車、オートバイ(126cc超)の所有者又は使用者	東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 国立市北3-30-3 TEL 050(5540)2033	10月9日以降、変更手続きをしてください。	・検査証記入申請書(申請書は1枚25円です) (↑但し、軽二輪車は1枚40円です) ・住居番号決定通知書 ・印鑑 ・車検証 (↑但し、軽二輪車は ・届出済証と ・自賠責保険証 です) ※軽二輪車は使用者と所有者が異なる場合は、所有者の押印も必要です。
軽自動車の車検証の住所変更	軽自動車をお持ちの方	軽自動車検査協会 東京主管事務所 多摩支所 府中市朝日町3-16-22 TEL 042(358)1411	10月9日以降、訂正をご希望の方は変更手続きをしてください。	・検査証記入申請書(申請書は1枚30円です) ・住居番号決定通知書 ・印鑑 ・車検証 ※使用者と所有者が異なる場合は、所有者の申請依頼書が必要です。

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

その他

変更の種類	手続きをする人	手続き先	手続きの時期	必要な書類
入札参加資格申請	町田市において 入札資格を有する 事業者	東京電子自治体 共同運営サービス トップページ (https://www.e-tokyo.lg.jp/) による変更申請 (お問い合わせ先) e-tokyoコールセンター TEL0570-05-1090	詳しくは、 トップページ ⇒ 電子調達 ⇒ マニュアル ⇒ 資格審査申請 ⇒ 申請の手引き(工事・物品) ⇒ 変更 をご覧ください、 左記までお問い合わせください。	
診療所、 薬局・薬店・施術所・ 医療機器販売業者等 の代表者の住所及び 所在地の変更	左記施設の開設者 の方	町田市保健所 (生活衛生課 医薬指導係) 町田市中町2-13-3 TEL 042(722)6728	法律等により、定める期限内に 手続きが必要な場合があります ので、左記にお問い合わせくだ さい。	
被爆者一般疾病 医療機関	指定されている方	町田市保健所 (保健対策課 保健対策係) 町田市中町2-13-3 TEL 042(722)0621	10月9日以降、 変更手続きを してください。	・被爆者一般疾病 医療機関申請事項 変更届 ・印鑑
結核の指定医療機関				・結核指定医療機 関変更届 ・印鑑
鉄砲刀剣類等 所持許可者・ 風俗営業等の 規制及び業務の 適正化等に関する 法律届出者の住所変更	各許可証を お持ちの方	町田警察署 町田市旭町3-1-3 TEL 042(722)0110	10月9日以降、 すみやかに 変更手続きを してください。	・印鑑 ・許可証 ・住居番号決定通知書
酒類販売業免許証の 住所変更	酒類販売の免許を お持ちの方	町田税務署 町田市中町3-3-6 TEL 042(728)7211		・異動申告書 ・印鑑
転籍届	筆頭者及び配偶者	市役所市民課 TEL 042(724)2865 各市民センター	10月9日以降、 変更を ご希望の方は 変更手続きを してください。	・転籍届 ・届出人の印鑑

※これらの手続きは、配付しました「住居番号決定通知書」をご持参ください。

その他

変更の種類	手続きをする人	手続き先	手続きの時期	必要な書類
各種免許、許可、許可証等の住所変更	各種免許、許可、許可証をお持ちの方	法律・条例等に定めるところ	法律・条例等に定める期限内	・法律・条例等に定める必要書類 ・印鑑
その他	■勤務先(会社)、学校などへも住所変更手続きをしてください。 なお、町田市立小・中学校へ通学されている場合、手続きは不要です。 ■旅券(パスポート)については、ご自分で現住所を2本線で消し(修正液不可)、新しい住所を記入してください。 ■上下水道料金、東京電力、東京ガス、NTT、NHK、J:COMせたまち、イッツコムについては、特に手続きの必要はありません。			

中小企業融資制度のご案内

町田市が行う住所整理事業等により必要となる事業資金に関する融資制度があります。
詳しくは、市役所経済観光部 産業観光課(TEL042-724-2129)までご確認ください。

住居番号決定通知書 が不足する場合は・・・

住所変更の手続きに要する住居番号決定通知書が不足した時は、2012年10月9日以降、
証明書を無料で交付します。

その際には、身分証明書及び印鑑をご用意のうえ、下記窓口又は郵送にてお申し出ください。



住民登録 されている方

⇒【市役所市民課 TEL042(724)2864 又は 玉川学園文化センター、木曽山崎センター、
各市民センター、各駅前連絡所】



それ以外 (会社・法人 など) の方

⇒【市役所土地利用調整課 TEL042(724)4254】

(2) 市役所・法務局が書き換える主なもの ～手続きが必要ないもの～

市役所や法務局などが職権で書き換える事項には主に次のものがあります。

市役所が書き換えるもの

これらは変更手続きの必要はありません。

各種書類等	書き換える部分	説 明	担当課
住 民 票（住 民 基 本 台 帳）	住所欄 本籍欄	市役所が新しい住所及び本籍に書き換えます。	市民課
戸 籍	本籍欄		
戸 籍 の 附 票	附票の住所欄		
印 鑑 登 録 原 票	住所欄		
公的個人認証サービス	住所欄		
固 定 資 産 税 課 税 台 帳	所在地	平成２５年度課税分から変更になります。	資産税課
国民健康保険被保険者台帳	住所欄	市役所が新しい住所に書き換えます。被保険者証については５ページを参照して下さい。	保険年金課
選 挙 人 名 簿	住所欄	市役所が新しい住所に書き換えます。	選挙管理委員会
児 童 育 成 手 当	住所欄	市役所が新しい住所に書き換えます。	子ども総務課
児 童 手 当		市役所が新しい住所に書き換えます。証書については１１ページを参照してください。	
児 童 扶 養 手 当			
乳 幼 児 医 療 費 助 成	住所欄	市役所が新しい住所に書き換えます。各医療証については５ページをご覧ください。	子ども総務課
義務教育就学児医療費助成			
ひとり親家庭等医療費助成			
障 害 児 福 祉 手 当	住所欄	市役所が新しい住所に書き換えます。	障がい福祉課
特 別 障 害 者 手 当			
心 身 障 害 者 福 祉 手 当			
重 度 心 身 障 害 者 福 祉 手 当			
特 別 児 童 扶 養 手 当			

市役所が書き換えるもの

これらは変更手続きの必要はありません。

各種書類等	書き換える部分	説 明	担当課
重度心身障害者医療費 受 給 者 証 (障 受 給 者 証)	住所欄	すでに交付されているものは、 更新時に書き換わります。 ただし、必要な場合はお申し出 ください。	障がい福祉課 TEL 042(724)2136
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 受 給 者 証			障がい福祉課 TEL 042(724)3089
介護保険被保険者証	住所欄	すでに交付されているものは、 更新時に書き換わります。 ただし、必要な場合はお申し出 ください。	介護保険課 TEL 042(721)3110
介 護 保 険 負 担 限 度 額 認 定 証			
生 計 困 難 者 に 対 す る 利 用 者 負 担 額 軽 減 確 認 証			
後期高齢者医療被保険者証	住所欄	新しい住所の被保険者証等は、 10月中旬以降に 簡易書留でお送りします。	保険年金課 TEL 042(724)2144
後期高齢者医療限度額適用 標準負担額減額認定証			
後期高齢者医療特定疾病 療 養 受 療 証			
児 童 扶 養 手 当 証 書	住所欄	すでに交付されているものは、 更新時に書き換わります。 ただし、必要な場合はお申し出 ください。	子ども総務課 TEL 042(724)2139
犬 登 録	住所欄	市役所が新しい住所に書き換え ます。	生活衛生課

法務局が書き換えるもの

これらは変更手続きの必要はありません。

各種書類等	書き換える部分	説 明
土 地 登 記 簿	表題部の所在	不動産の所在(表題部)について、 法務局が新しい 町名などに書き換えます。 ただし、所有者などの住所(権利部)は本人の申請が あるまで古い表示のまま変わりません。 住所変更の手続きについては、4ページ及び12～ 14ページを参照してください。
建 物 登 記 簿		

◆土地・建物を所有されている方へ

現在、みなさまが所有している不動産(土地・建物)の登記について、その表題部にある「不動産の所在」は、法務局(登記所)が職権で新しい町名などに書き換えをします。

しかし、権利部に登記されている「所有者(名義人)の住所」は職権での書き換えができず、ご自分で変更の手続きを行わなければ古い表示のまま変わりません。

「住所」の変更登記は、所有されている土地・建物を譲渡する時や、金融機関から借り入れする時の担保とする場合等に必要となります。

この手続きには期限がありませんが、10/9以降、上記の通り必要な時までには手続きを済ますようにしてください。

住所変更の登記を法務局に申請する場合は、下記の注意事項をご確認のうえ、申請書を作成してください。

なお、郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により所有する不動産を管轄する法務局へ送付してください。(詳しくは各管轄の法務局までお問い合わせ下さい。)

※ 13・14ページに記載例がありますので、そちらも参考にしてください。

登記申請書の記入上の注意事項

- 1 同封の登記申請書をご利用ください。なお、A4判の用紙にご自分で作成していただいてもかまいません。
- 2 土地と建物を同時に申請できます。
- 3 不動産の表示は登記簿と一致するように書いてください。
なお、実施区域内にある不動産の所在については、申請する際、既に新町名に書き換わっていますので、申請書には新しい町名をご記入ください。
- 4 数字はすべて、1 2 3 4 5 6 7 8 9 0の算用数字を使用してください。
- 5 文字は直接パソコン(ワープロ)を使用し入力するか、インク・黒色ボールペン・カーボン紙等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- 6 印刷してあるもの以外の文字を訂正、挿入または削除したときは、この文字数を申請書欄外に「○字挿入」のように記載してその箇所に捺印してください。
- 7 申請書が2枚以上になる場合は、各綴り目に契印してください。
- 8 印鑑は認印で申請できます。
- 9 「登記原因証明情報」として住居番号決定通知書(もしくは証明書)の添付が必要です。この場合、登録免許税は免除されます。

※通知書に記載されている住居表示実施前の住所が、登記簿に記載されている住所と相違する場合は、移転等の経緯を証明するための書類が必要となる場合があります。詳しくは法務局までお問い合わせください。

登記についてのお問い合わせは

 東京法務局町田出張所

〒194-0022

町田市森野二丁目28番14号

TEL 042(722)2414

※ 自動音声ガイダンスで「3番」を選択してください。

記載例 1

一般の不動産(土地・建物)の場合

(※敷地権のある区分建物の場合は次ページをご覧ください。)

この申請書は、
現在登記されている所有権登記名義人の古い表示のままの「住所」を
「変更後の事項」とおり新しい表示に変更するためのものです。

ここは法務局使用欄なので何も記入しないでください

<該当する場合のみご記入ください。>

転居等で住所(所在地)変更証明書の住所と登記されている住所が異なる場合は、
原因欄の上の余白に「平成〇年〇月〇日住所移転」と記載して、住所移転の経過
が確認できる証明書(住民票など)を添付してください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
原因 (平成〇年〇月〇日住所移転)
平成24年10月8日 住居表示実施

新住所を記入します

変更後の事項 住所 町田市 金森東二丁目 33番 44号

申請人 住所 町田市 金森東二丁目 33番 44号

氏名 法務 太郎

連絡先の電話番号 000-000-0000

住居表示決定通知書を
添付してください
※証明書でも可

氏名を記入し
認印を押してください

添付書類 登記原因証明情報

平成 〇 年 〇 月 〇 日申請 東京法務局町田出張所 御中

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

☒ 送付の方法により登記完了証の交付を希望します

〒194-0015

送付先の住所 町田市金森東二丁目33番44号

不動産の表示

申請書提出
の際に...

登記が完了すると完了証が発行されますが、法務局まで受領に行くか、
郵送受領を希望する場合は、完了証郵送希望欄にチェック☒をして、
380円分の切手を貼った返信用封筒を、申請書と併せて提出してください。

(土地)

不動産番号 1234567890123

所在 町田市 金森東二丁目

地番 1234 番 5

地目 宅地

地積 234.56 平方メートル

※区域内の場合、
ここには
新町名を記入
してください

お持ちになっている
権利証等を確認して
正確にご記入ください

名義人住所を変更したい不動産を
記入します。

(建物)

不動産番号 9876543210987

所在 町田市 金森東二丁目 1234 番地 5

家屋番号 1234 番 5

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 123.45 平方メートル

2階 98.76 平方メートル

※区域内の場合、
ここには
新町名を記入
してください

不動産番号は記載がなくても大丈夫!



不動産番号については、ご存じの方だけご記入いただければ結構です。
これを記載すると...

◎土地については 所在・地番・地目・地積

◎建物については 所在・家屋番号・種類・構造・床面積

の表示の記載を省略することができます。

町田市以外の不動産について申請する場合

この場合、法務局名称や不動産の所在部分の市名など、申請用紙に印刷されている内容に訂正が必要となります。
該当箇所を二本線で消し、訂正内容を記入してください。(この場合、訂正印は不要です。)

記載例 2

敷地権のある区分建物の場合

(※一般の不動産(土地・建物)の場合は前ページをご覧ください。)

この申請書は、
現在登記されている所有権登記名義人の古い表示のままの「住所」を
「変更後の事項」のとおり新しい表示に変更するためのものです。

ここは法務局使用欄なので何も記入しないでください

<該当する場合のみご記入ください。>

転居等で住所(所在地)変更証明書の住所と登記されている住所が異なる場合は、
原因欄の上の余白に「平成〇年〇月〇日住所移転」と記載して、住所移転の経過
が確認できる証明書(住民票など)を添付してください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
原因 (平成〇年〇月〇日住所移転) 平成24年10月8日 住居表示実施

新住所を記入します

変更後の事項 住所 町田市 金森東二丁目 33番 44号

申請人 住所 町田市 金森東二丁目 33番 44号

氏名 法務 太郎

連絡先の電話番号 000-000-0000

住居表示決定通知書を
添付してください

氏名を記入し
認印を押してください

添付書類 登記原因証明情報 ※証明書でも可

平成 〇 年 〇 月 〇 日申請 東京法務局町田出張所 御中

申請日を記入してください
※実施日以降でなければ
申請はできません

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

☒ 送付の方法により登記完了証の交付を希望します

送付先の住所 〒194-0015 町田市金森東二丁目33番44号

不動産の表示

(一棟の建物の表示)

所在 町田市 金森東二丁目 1234 番地 5

建物の名称 町田マンション
※区域内の場合、
ここには
新町名を記入
してください

(専有部分の建物の表示)

不動産番号 1234567890123

家屋番号 金森東二丁目 1234 番 5-101

建物の名称 町田マンション

種類 宅地

構造 鉄筋コンクリート造1階建

床面積 1階部分 98.76 平方メートル

(敷地権の表示)

所在及び地番 町田市 金森東二丁目 1234 番 5

地目 宅地

地積 543.21 平方メートル

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 500分の43

お持ちになっている
権利証等を確認して
正確にご記入ください

名義人住所を変更したい不動産を
記入します。

不動産番号は記載がなくても大丈夫!

不動産番号については、ご存じの方だけご記入いただければ結構です。
これを記載すると・・・

◎一棟の建物の表示・専有部分の建物の表示の記載を省略することができます。

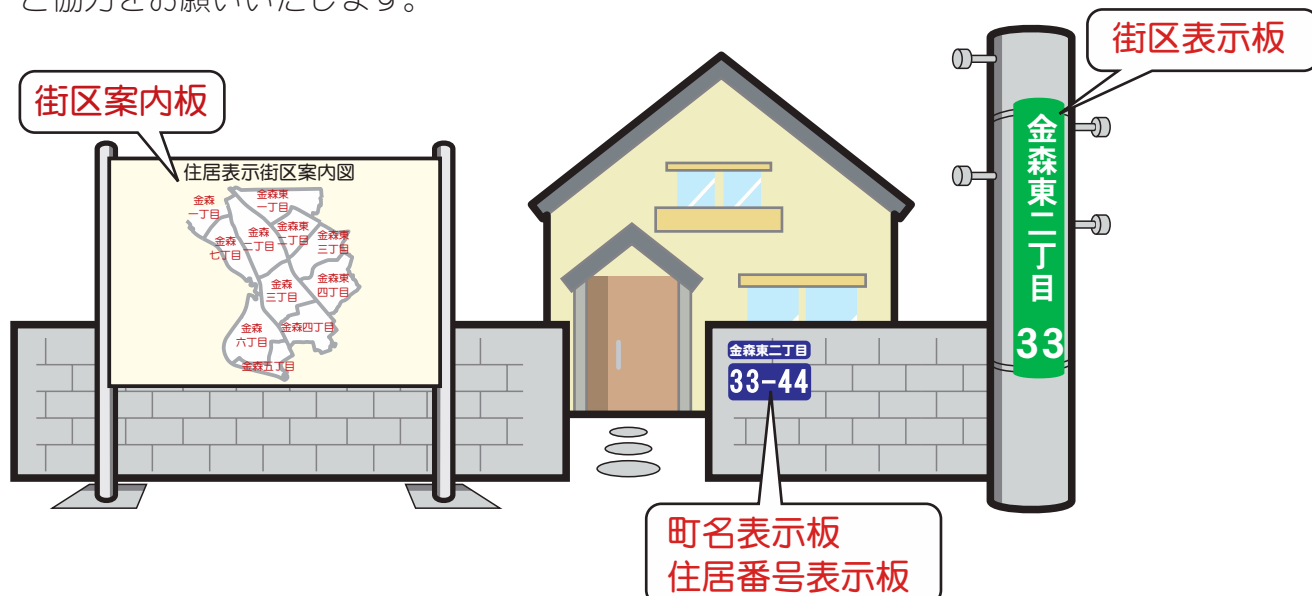
町田市以外の不動産について申請する場合

この場合、法務局名称や不動産の所在部分の市名など、申請用紙に印刷されている内容に訂正が必要となります。
該当箇所を二本線で消し、訂正内容を記入してください。(この場合、訂正印は不要です。)



◆町名表示板、住居番号表示板の設置のお願い

一方、皆さまには【町名表示板】と【住居番号表示板】を配付いたします。これらの表示板を各建物の玄関や、門柱などの見やすいところに取り付けていただくことにより、建物の位置がわかりやすくなりますので、設置についてのご協力をお願いいたします。



※玄関や門柱などの見やすい
場所に取り付けてください。

◆関係行政機関位置図



※2012年7月17日より新庁舎に移転します。

お問い合わせ先

■ 住居表示についてのお問い合わせは・・・

■ 手続きに関すること

町田市役所 代表電話 （年中無休 午前7時～午後11時）

電話：042-722-3111

■ 住居表示制度に関すること

町田市役所 土地利用調整課 （平日 午前8時30分～午後5時）

電話：042-724-4254

※上記電話番号は、新庁舎移転後の7月9日からです。

■ 配付物についてのお問い合わせは・・・

（株）やち木 （平日 午前9時～午後5時 【午後0時～午後1時を除く】）

電話：0120-864-380（フリーダイヤル）

※本フリーダイヤル利用可能期間は平成24年12月27日までです。